

小規模企業の
経営者の
みなさまへ

小規模企業
共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか？

こんな悩みにお応えします

「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんなものがあるの？」



小規模企業共済は、「小規模企業経営者のための退職金制度」です。

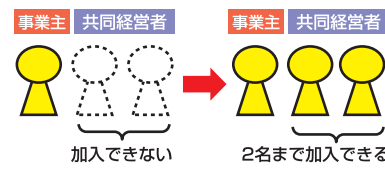
平成23年1月1日より
受付開始!

『事業主の「共同経営者」も
加入の対象となります』

共済加入対象者が、個人事業主の
配偶者や後継者など「共同経営者」
まで拡大されます

(1事業主につき2人まで)

共同経営者の加入イメージ



(平成22年12月未まで) (平成23年1月から)

※詳しくは下記連絡先まで

加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたとき
に共済金をお受け取りいただけます。



現役引退後の安心した
生活設計が図れます。



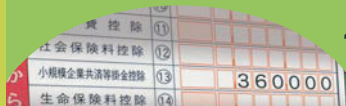
●本制度の詳しい内容は、パンフレットを必ずご覧ください。

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは
岡崎商工会議所

〒444-8611 愛知県岡崎市竜美南1丁目2
TEL:0564-53-6193 FAX:0564-57-2189
担当：池上 ikegami@okazakicci.or.jp

ポイント

1. 加入に年齢制限はありません。60歳以上でもOK!
2. 常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業5名以下)の個人事業主、又は会社の役員の方が対象です。
3. 毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば108,000円の節税になります。
4. 「小規模企業共済法」に基づき運営されています。



すでに本制度に加入されている方は…

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に
設定できます。(500円きざみ)

▶現在の掛金月額が7万円に達してい
ない方は、増額をお勧めいたします。

※掛金月額増額申込書と増額される金額(現金)を添えて左記へお申し込みください。
(掛金月額増額申込書がお手元に無い場合は、下記の共済相談室へご請求ください。)